

第2回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・2024年8月19日（月）午前9時56分～午前10時40分

於 町田市役所3階 会議室3-2・3-3

- ・出席委員 川野、服部、鶴田、嘉藤、湯淺、大羽、渋谷、向井——8名
- ・欠席委員 早野—1名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前9時56分開始

事務局 本日はお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから2024年度第2回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

出席委員が3分の2以上でございますので、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会運営規則第2条第2項の規定に基づき、本審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。

机の上に資料1、資料2を用意いたしております。資料1はA3のものになります。資料2はA4、1枚になります。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、事務局からは以上になります。

ここからは会長に進行をお任せしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

会 長 皆さん、おはようございます。暑い中、お集まりいただき大変ご苦労さまでございます。

それでは、議題の1「情報セキュリティ事故の再発防止に関する取り組み状況について」、事務局からご報告をお願いいたします。よろしくどうぞ。

事務局 それでは、議題1「情報セキュリティ事故の再発防止に関する取り組み状況について」、ご説明いたします。

前回の審議会におきまして、「情報セキュリティ事故について、再発防止策を講じ

たことによる効果についてもチェックするべきではないか」とのご意見を頂きましたので、その対応についてご報告いたします。

資料1、横長のものをご覧ください。

こちらは2023年度情報セキュリティ事故の概要と再発防止策をまとめたものです。各課に確認し、再発防止策の実施状況をまとめました。いずれの課においても再発防止策を実施しております。また、実際に行ってみての不具合などは発生していないということでした。

資料2をご覧ください。

今後、情報セキュリティ事故の報告があった場合には、こちらの様式で再発防止策の実施状況を確認してまいります。このことにより各課にPDCAサイクルでいうところのチェックやアクションを促していきたいと考えております。

今回は市民税課に協力してもらい様式を提出してもらいました。記入に当たり、書きにくい点などはないようですが、こちらの様式につきましてご意見などありましたらお知らせください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問及びご意見等を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

渋 谷 資料2の書式ですが、再発防止策を実施した対象、ここでいうと市民税課の何人に対していつ実施したかというところまで盛り込んでいただいたほうが具体性が出てくるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

会 長 そのほかにご意見、ご質問はありますか。

向 井 質問です。前の会議で資料1の1番から6番をご説明いただいたのですが、それぞれで起こった事象は、大体年に1回ですか。例えば一番簡単なのは、市民税課の納税通知書、3月15日に事案が起こったわけですが、ここにはまた「4月16日発付分から」と書いてありますけれども、納税通知書は毎月送るものなのですか。

事務局 納税通知書に関しましては、全対象者に送付するものは1年に一度お出ししますが、税額が変わるなど何か事象が変わったときに、都度発送する分があると聞いております。

向 井 なぜそのことを質問しているかという、例えば1番の保育幼稚園課について、補助金に関するデータを電子メールで送るとというのが仮に年に1回だったら、送る時期の近々にこういう再発防止策を念のためにもう一度確認されるのが重要だと思うのです。例えば年に1回10月にやるとして、事故が起こったときに、あるいはある2～3週間後にやっても、次の年の10月に送るのだったら、例えば8月から9月頃に「去年こういうことがあったのだから注意しましょうね」と一言でも上司から言っていただくと、防止策がより生きてくる気がします。

事務局 委員ご指摘のとおり、各部署のそれぞれの業務によって、頻度が変わってくると思います。こちらからの通知や担当課からの報告については、それぞれの業務で、ご指摘のように効果的な時期にやれるようこちらでも考えたいと思います。ありがとうございます。

会 長 よろしくお願ひします。

ほかにご質問はありますか。

大 羽 先ほど資料1の説明のときに、各課に確認してそれをまとめましたということですが、そういう意味では全庁というか横方向の確認作業、評価作業はされていないということですか。資料の中では、事務局が全体のこういった事故を受けてどういう対応をするのかということがここでは見られないのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

事務局 今回、この表の中には事務局の動きは記載しておりません。先日、市民税課の納税通知書の送付に当たっての事故が発生した後、事務局としましては、こういったことが起こらないようにということで、全庁に対し庁内報という形で周知を行いました。その際に、あなたの職場でヒヤリハットや困っていることがあれば意見をくださいということで投げかけまして、今それに対しての返信を頂いたりしているところになります。

今後、頂いた案、ご意見などに関しては、さらに庁内報で展開していきたいと考えております。

会 長 よろしいですか。

大 羽 そういった報告というか、庁内報でまとめているというのは分かるのですけれども、再発防止策を見ても分かるように、各課でいろいろなチェックリストを作りましたとか確認作業を追加しましたとあるのですけれども、そういったところを事務

局として全庁的にこういった部分については、こういうルールにしましょうねというところまで一步踏み込んで話をすることはできないのでしょうか。しないのですか。できないのですか。

事務局 何か統一的なルールができないかというご意見かと思えますけれども、なかなか市役所の業務は多岐にわたっていますし、やり方もそれぞれの業務で今まで積み重なって構築されたものがございます。そのような中で各課でこういうふうに改善していったらいいのではないかということで再発防止策を実施している状況でございまして、全て共通のルールに当てはめてやるところまでは現状では難しいと思っております。けれども、こういった事象が起こっているということ、それに対してどういう手を打ったかという情報を共有して、全庁的に周知をしていくことは効果があると思えますので、今回こういったフォローアップシートとかP D C Aということで取組を進めて行こうと思っております。

大 羽 資料2で「再発防止策の有効性（5段階評価）」、これは5分の5でオーケーだよという評価でしょうか。この評価基準はどんな形。それこそこれについては全庁的に同じ基準でないと比較評価できないと思うのですけれども、これはどういう評価なのか。

事務局 この様式についてはまだ試験段階でして、ご指摘の評価基準については少し事務局でも考えたいと思えます。まだ評価基準が定まっていないのが現状です。

会 長 ほかにご質問はありますか。

それでは、ご意見を承りたいと思えますが、どなたかありますか。

湯 浅 先ほど来の大羽委員や各委員の皆様からのご質問やご指摘に尽きますが、恐らく町田市では割と原課ごとに独自の事務処理の方法があるのだらうと推察しますが、情報セキュリティに関しては、もう少し全市的なポリシーとかルールがあってもよいだらうという印象を受けます。

特に、例えば横長の資料1で障がい福祉課の再発防止策の実施状況で「口伝で伝承されていたものを具体的に明文化して」とか、口伝で伝承というのは、逆に言うとマニュアルがなかったという意味だらうと思えますので、最低限のマニュアルを整備することは全庁で統一的に行われるべきと思えますし、5番の住宅課はT e a m s で掲示板をつくりましたとか、公開しようとするファイルは決裁時に全部決裁権者に添付してチェックしてもらうことにしましたとありますけれども、逆に住宅

課だけで閉じた Teams を運用するよりは全市的に運用したほうが望ましいと思いますし、原課ごとの事情があることは分かるとしまして、もう少し統一的な業務の進め方やマニュアルづくりがあってもよいだろうというのが意見でございます。

事務局 全庁的な情報セキュリティのルールというかそういった部分については、もちろん町田市でも情報セキュリティポリシーの中で運用しているところでございます。先ほどご指摘があった障がい福祉課の口伝で傳承されていたものというところも、本来であれば実施手順の中に落とし込む内容なのかと思います。そういった部分でちゃんと全庁的にルールが徹底されているかというところの確認も今後必要なことだと思います。

会長 確認ですが、情報セキュリティについての基準をつくるのはどこの担当でしたっけ。

事務局 セキュリティポリシーをつくっているのはデジタル戦略室になります。

会長 市政情報課ではなかったのですね。よろしくどうぞ。

そういうことで他課との調整が必要になってくると。よろしくお願ひします。

続きまして嘉藤委員、お願ひいたします。

嘉藤 先ほど来もお話がありましてとおり、全庁的にどうやってフィードバックさせていくかも1つ大きいところかと思ひます。

実際の状況を私もよく把握しているわけではありませぬけれども、もちろんセルフチェックに加えて、通常、個人情報管理の責任体制構築の際には監査の責任職員を置きますので、そちらで第三者チェックをした上で全体にフィードバックする形が望ましいと思ひます。

また、先ほどお話があった情報セキュリティと個人情報の保護に関しては、担当部署が違うということもありますけれども、保護責任者が集まって会議体をつくるのが他市でもよく見られますので、そういったところで情報の共有を図って統一的な基準をつくってくともあり得ると思ひますので、ご検討いただければと思ひます。

会長 続きまして、鶴田委員、お願ひします。

鶴田 全庁的にルールを統一して、いわばトップダウン方式的なやり方で情報セキュリティの事故を防いでいくのは、私も町田市の現状を見ているとすごく賛成な反面、先ほど事務局がおっしゃったように庁内報で例えば各課の意見を吸い上げてきて、

ボトムアップ的な動きをもう少し活性化しないと、多分各課はやらされている意識が強くて、やらされている意識が強いとどうしても目配りが効かなくなる、きめ細かい配慮もできなくなってくると思うので、ある程度各課の裁量を尊重するというか認めてあげるといふか反映させてあげるといふか、そういったトップダウンとボトムアップの双方向の動きがたくさん出てくるとミスは必然的に減っていくのかなという印象をフォローアップシートと実施状況を見て感じました。

いずれにしても事故の数が劇的に減ることはあまり期待できないと思うので、次に事故が起きたら何が問題になったのかを再度検討して対策を練っていく、そういうことを繰り返していく必要があるのだろうと思います。

会 長 続きまして、服部委員。

服 部 まず1つ目は、先ほど全庁に対して庁内報を発行して案内していますということでしたので、まずはそういう情報をここに挙げていただいて、こういう庁内報を出していますとか、それは共有したほうが良いと思うのです。それなくして全体像はつかめないと思います。

もう1つは、他の部署も含めてこの問題を自分のこととして受け止めるための施策はどのようなものでどのようなことが考えられるかというのが前回の課題だったのではないかと思うので、私も先ほどの鶴田委員と同じような意見ですけれども、上から投げかけるのではなく、下と一緒に考えるというやり方で「あなたの部署でのいいアイデアは採択したい」といふか「教えてください」みたいな、こちらがルールを決めて「こうしてください。だからやってください」ではなくて、「あなたが困っていることを知りたい」とか、「あなたのところではどんな工夫をしているのか」といふのを自発的に発言してもらえ環境が大事だと思うのです。それがうまくいっていないと、先ほどのやらされている感といふか、書類を埋める作業が1つ増えるといふか、私もよくそう思うので、自発性をどうやって喚起していくかといふところの留意といふか工夫を私たちももうちょっとしたい、あるいは考えたほうが良いと思ったので、事務局もそういうスタンスを持っていただけならばと思っております。

会 長 今いろいろな委員の方々が申し上げられたように、各課の情報セキュリティ事故をなくすための一番大きな問題点は、各課のほぼ平常的な業務の中で起きた事故ですので、そういった仕事をする場合のやりがいといふまいしょうか、要するに事故な

くちやんととできたということ、それは本来当然のことでしょうけれども、当然のことができたということについてのやりがいを感じさせるような形はどうすればできるのか。

あめとむちという言葉がありますけれども、あめと言うとちょっと語弊がありますけれども、仕事をちゃんとやったことについてどれだけのやりがいがあったかということを感じさせるためにはどうすればいいのか。いろいろな方法があると思いますけれども、特に、この際は各課からの再発防止策の中でほかの課にないアイデアが出てきた場合、それを全庁的に採用していくことで、ある課が提案したことによって、そのような手順というものが市役所全体で採用されていくことが起これば、それはそれで1つのやりがいになるのではないかと考えるわけでございまして、その辺を市政情報課としても、あるいは情報セキュリティの担当部課とも調整の上、その辺をうまく進めていくことが大変大事ではないかと思うところです。

要するに各課からアイデアを出すことによって、それが全庁的なルールになっていくことによって、1つのやりがいを示す、やりがいを持たせるということが可能なのかなと考えたところです。

逆にいうと、それができれば市政情報課としてもこの仕事についてのやりがいが発生するということになるかと思しますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上ですが、ほかにご意見はありますでしょうか。

渋谷委員。

渋谷 先ほど嘉藤委員からもお話がありましたけれども、あるレベル、職制間の横の連絡網というか会議は、市としては存在するのですか。例えば、課長会議みたいな。

部長会があるというのは、聞いたことがありますけれども。

事務局 部長会議があつて、あとは部内会議があります。部長会議で話し合った内容を部内の管理職で共有し、各課に下ろしていくというような形です。

渋谷 その部長会議で先ほど嘉藤委員がおっしゃったような情報の共有を市政情報課として上げることは可能なのですか。

事務局 はい。

渋谷 そうすると、情報セキュリティを管理する部門、デジタル戦略室がありましたよね、そことの連携を取って部長会議へ積極的に情報を上げて、全庁的な横のつなが

りというかレベルアップ、レベルの平均化、そういうところになると思いますけれども。

当然、さっきの口伝というのは、これはナレッジマネジメントの範疇ですから本来やられていなければおかしいところで、まだ町田市の作業の中で口伝で仕事がされていたのはちょっと驚きだったのですけれども、さっき会長からもお話がありましたように、共有する部分をボトムダウンしていったって、作業そのものを見直すところから始めないと、また始まると思うのです。

さっきのフォローアップシートにちょっと書いてありましたけれども、再発防止策のところを見ると、作業そのもの見直しはしていないのですよね。新たに作業が3つ増えたということです。基本の作業の見直しはされていないのです。要するに、封をしないで出してしまうのを防止するためにはどうしたらいいかという基本のところを考えていなくて、そのまま出さないようにチェックをしようということしか書いていないのですよね。

これ以前に本来は基本の作業を見直さなければいけないので、そういう類似の作業は庁内でたくさんあると思いますので、情報を上げてさらに検討して下に下げるところが今は部長会議となっておりますので、そこをもっと活用できるような仕組みを考えていただけたらいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

会 長 事務局、よろしいですか。

確かに同じような業務、1つの業務で事故が起きたから、その再発防止策を行うことは当然ですが、それと同時に類似の業務においても同じような再発防止策を適用するものがあるかないかということの確認が必要だと思います。その辺のところを各課に、現在事故が起きていない課も含めて全庁的にその辺の啓蒙を市政情報課としてもやっていただきたい。このように思います。よろしくをお願いします。

ほかにご意見ありますでしょうか。

湯 浅 今、渋谷委員がご指摘になったことに関連して申しますと、フォローアップシートの事故の概要には原因をきちんと記載するようにしないと、後から読んだ人がなぜ起きたのかということを知ることができないと思いますので、様式を変える必要はないと思いますが、原因を必ず記載するように運用していただけたらと思います。

別件で1つ質問させていただきたいことがあって、前の審議会などでも出ていた

お話だったら繰り返しで恐縮ですが、マイナンバーの利用範囲がかなり拡大してきますので、これまでマイナンバーを扱ったことのない原課が新規に扱うことが今後いろいろ出てくると想像されます。その場合は、新規でマイナンバー、特定個人情報情報を扱うことになる原課で対策を考えてもらって、場合によってはマニュアルをそれぞれでつくってもらうことになりますか。それとも新規で特定個人情報を扱う課に何か統一的なマニュアルとかルールを示してこれでやってくださいというふうに運用してもらうことになるのか。その点についてはいかがでしょうか。

事務局 マイナンバーを扱うときは、個人情報保護委員会の定めた、いわゆるPIA個人情報保護評価を実施しますので、その保護評価の基準に従って管理する形になります。

その過程で市政情報課に相談があればそこで対応いたしますし、今、保護評価についてはデジタル戦略室が担っていますので、作成する際にアドバイス等統一的に運用していく流れになると思っています。

湯 浅 特定個人情報保護評価は、ご案内のとおり既に運用しているもの、これから運用を始めるときにこう運営しますというルールを定めてあるかとか、それも含めてチェックして第三者による点検を受けるものですよね。

事務局 はい。

湯 浅 これから運用するものについて、こういうように特定個人情報を取り扱いますということについては、デジタル戦略室がこれから新規に特定個人情報を扱う原課原課に必要な助言等を行っている現状を理解してよろしいですか。

事務局 国からも特定個人情報を扱う業務に関してはガイドラインが出ています。それを基にデジタル戦略室でも必要な手順を定めるように案内しております。

また、マイナンバーを扱う業務を所管している課では会議体を設けておりまして、その中で逐一必要な情報について共有する体制を取っております。

湯 浅 分かりました。そのこと自体は特に問題はないと思いますが、先ほど来、各委員の皆様からもいろいろご指摘があつて、例えば、今日の資料1でも保険年金課で「特定個人情報を扱う作業で、必ず複数人で間違いがないことを確認し、その旨を上司に報告してから決裁を行っている」とあつて、せっかくこう決めたことは、これから特定個人情報を扱う課にも徹底されることをぜひ制度的に担保していただきたいというのが、先ほど来、各委員の皆様からのご意見だと思います。

会 長 よろしくお願ひします。

ほかにありますか。よろしいですか。

では、この議題は終了させていただきたいと思ひます。

議題1「情報セキュリティ事故の再発防止に関する取り組み状況について」、各課の取り組み状況については、このままより推し進めていっていただきたいと思ひますが、それに併せて全庁的にも、要するに「明日は我が身」ということなので、ほかの課で新たな事故が起きないようになるべくすることが一番大事なことであり、どちらかという、事故が起きたところでは再発することが少なくなる可能性が高いのですが、逆に問題は事故が起きていないところで新たに起きる可能性がそれなりにあると思ひますので、その辺のところを対岸の火事と思わずに自分のところの問題だと、無事で何よりと思ふことは当然でしょうけれども、無事で何よりだけではなくて、今後ともに事故が起きないように努力するというをいつも念頭に置いて仕事をするのが多分大事なことだと思ひますので、その辺についてこれから先も大変な努力だと思ひますけれども、市政情報課として各課にそのような考え方を普及するよう努力されるようお願いしたいと思ひます。よろしくどうぞ。

それでは、議題1につきましては終了いたしましてその他でございますが、次回日程に行く前に、渋谷委員から何かご発言があります。

渋谷 先日出ました市の広報に公文書の公開云々、この審議会に関連する記事が載っております、これについてご説明をお願いしたいのですけれども。

事務局 そちらについては、次回審議会にて詳細な運用状況の報告をしたいと考えております。今回、広報に載せたのは速報版として、前年度の個人情報開示及び公文書公開の件数などについて運用状況を報告させていただいたところです。

個人情報の開示につきましては、全部で決定件数が107件、公文書の公開については全部で848件ございました。

個人情報の開示につきましては前年とほとんど変わらない状況だったのですけれども、公文書の公開については、前年度から見ると4倍から5倍程度に増えております。

2022年度も実はちょっと多かったですのですけれども、ここ10年の平均で見ると100件を下回るような件数です、前年度は800件を超える848件という状態でした。

細かい内容につきましては、次回ご報告させていただきたいと考えています。

あとは、会議を公開しているものとしていないものがあるのですが、審議会等の会議の開催状況についてもご報告させていただきました。

全体で会議の回数としては893件。公開の会議については、傍聴の人数が706件ございましたので、こちらについてはこの数字のと通りの報告になります。

運用状況の報告としては、今できるところではこのようなところになりますが、よろしいでしょうか。

会 長 では、その件はそういうことでよろしくをお願いします。

ほかに何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

渋谷 こういうふうに既に市民に公開するのでしたら、本来なら今日あってしかるべきだと思うのです。スピードの遅さがちょっと。もう市の広報に概略でも載せてしまったので、事務局として取りまとめがまだできていないというのでしたらしょうがない話ですけども、本来なら、前回に大体このような内容で次の広報に載せますよという案内があってもよかったかなと思います。既に広報に載ってしまった内容については、速やかに報告していただきたいという私の考え方でございます。

会 長 よろしければ、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、また次回、11月の予定でありますけれども、8月から11月の間に何も事故が起こらないことを願っておりますけれども、実際に反映した状況については、またご報告いただきたいと思っておりますし、また今後、さらに今日の取組状況に付け加えることがありましたら、またご報告いただきたいと思っておりますし、できれば今後、このようなことをなるべく減らしていくためにどうすればいいかという最終的な、全庁的な取組に提言できることがあるならば、それも考えていきたいと思っておりますので、町田市の情報公開・個人情報保護に関する状況を法律が変わったことによって変化した部分を新たにどのようにこの審議会として受け止めていくのかということが、今回からの審議会でも条例が変わりまして、審議内容が変わったことにまだどうも十分お互い対応できていない部分がありますので、その辺も含めて今後よりよい運営をしていくためにどうすればいいかということを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、何もありませんでしたら、次回について、事務局、お願いします。

事務局 では、次回の日程についてご案内いたします。次回が2024年11月18日月曜日、時間は今日と同じ10時から開始です。会議室は1つ下の2階の2-3の会議室を

取ってありますので、そちらで行うこととなります。皆様、ご予定のほどよろしく
お願いいたします。

会 長 それでは、本日は夏の暑い中お集まりいただきまして、皆さん本当にご苦労さま
でございました。どうもありがとうございました。

これもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前 10 時 40 分閉会